

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 3 日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

日韓ウォーキング交流に係る鳥取県訪問団派遣に関する手配業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 25 日まで

### (4) 入札方法

入札は、紙により行うものであること。契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

なお、契約申込金額は本件業務に係る委託料の上限額（以下「委託料上限額」という。）とし、委託料の確定額は、委託料上限額と本件業務の実績額とのいずれか低い額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が運送・旅客業の旅行代理及び旅客業に登録されている者であること。

### (3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

## 3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒 6 8 2 - 0 8 0 2 鳥取県倉吉市東巖城町 2 番地

鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課

電話 0 8 5 8 - 2 3 - 3 9 8 5

電子メール chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

### (2) 入札説明書等の交付方法

令和 6 年 7 月 3 日（水）から同月 22 日（月）までの間にインターネットの鳥取県中部総合事務所県民福祉

局ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和6年7月3日(水)から同月22日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ

#### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和6年7月31日(水)午前10時即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月30日(火)午後5時までとする。)

##### イ 場所

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地  
鳥取県中部総合事務所入札室

#### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和6年7月22日(月)午後5時までに郵便等(必着)又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として委託料上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

##### (2) 契約書作成の要否 要

##### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成

された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。